

平成19年4月から、高齢者の方むけに不動産を担保に生活資金を貸し付ける制度がはじまりました。

○今回、長年住み慣れた住居に住み続けながら、居住用不動産を担保に生活資金を貸し付ける、「要保護世帯向け長期生活資金」(新貸付制度)がもうけられました。

○居住用不動産をお持ちの方は、生活保護に優先して、まずこの貸付金を利用させていただくことになります。

新貸付制度の利用が可能な場合には、生活保護は適用されません。あわせて、居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度であるため、推定相続人に相続されない可能性があります。

貸付の対象外の場合は、他の要件を満たせば生活保護が適用されます。なお、貸付限度額まで貸付金を利用し、貸付が終了した後、要件を満たす場合には、生活保護の適用を行います。

○生活保護制度は、生活に困窮した人がその利用しうる資産・稼働能力、その他あらゆるものの活用を図っても、なお最低限度の生活が維持できない場合に適用されるものです。ですから、居住用不動産についても、これを活用していただくことが生活保護を適用するための要件になります。

今回の新貸付制度の創設およびこれに伴う生活保護制度における居住用不動産の取り扱いの見直しにつきましても、このような観点から実施するものですので、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

要保護世帯向け長期生活資金の概要

- ・対象不動産 評価額500万円以上の不動産
- ・貸付限度額 居住用不動産の評価額の70%程度(集合住宅は50%程度)
- ・貸付月額 原則として、生活扶助基準額の1.5倍から収入充当額を差引いた額
- ・連帯保証人 不要
- ・償還時期 借受人死亡時
- ・実施主体 福岡県社会福祉協議会

*貸付にあたっては、まず福祉事務所において貸付要件に該当するかどうか簡易な審査を行ったうえで、福祉事務所を經由して福岡県社会福祉協議会への貸付申し込みを行っていただく事になります。

問い合わせ先 福祉課生活福祉係 ☎ 72-2111 内線 444・445